### 茨城県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき,茨城県知事による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を,次のとおり定める。

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

#### 1 県北地域

#### (1) 現況

本地域は、県の北部に位置し、久慈川や那珂川流域、太平洋沿岸に平坦地があるほかは、久慈・多賀山地、八溝山地からなる中山間地がほとんどを占め、林野率が高く、多くの地域で特定農山村地域や振興山村地域に指定されている。河川沿いの平坦地を中心に、中山間地域に点在する棚田においても水稲生産が行われ、地域オリジナル米への取組も盛んである。また、畑地は那珂川左岸と山間部の傾斜地などに分布しており、中山間地域の特色を活かしたそば、コンニャク、茶などの栽培やリンゴなどの観光果樹栽培が行われている。その他、肉用牛の素牛生産が行われており、耕畜連携により堆肥が活用され、環境に配慮した農業が実践されている。

近年,担い手の高齢化や耕作放棄地の増加,鳥獣害の深刻化などから,農業生産活動や農村集落活動の維持が課題となっている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備 し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮 の促進を図ることとする。

#### 2 県央地域

# (1) 現況

本地域は、県のほぼ中央に位置し、久慈川や那珂川、涸沼川などの河川が流れ、水と緑に恵まれた自然豊かな平坦地が広がっている。久慈川、那珂川及び涸沼川流域の沖積地では、大規模普通作や特別栽培米の作付けなどが行われている一方、洪積火山灰土の石岡台地と涸沼台地、那珂台地に分布する畑では、温暖な気候を活かしたニラ、イチゴなどの施設園芸、クリ、ナシ、ブルーベリーなどの果樹栽培が盛んで、有機野菜の栽培など環境に配慮した特色ある産地も形成されている。今後、都市化・混住化による農村集落機能の活力低下や、イノシシなどによる鳥獣害の深刻化による生産意欲の低下などが地域農業の課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備 し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮 の促進を図ることとする。

### 3 鹿行地域

#### (1) 現況

本地域は、県の南東部に位置し、太平洋と利根川、北浦、霞ヶ浦、涸沼との間に、水と緑に恵まれた自然豊かな平坦地が広がっている。水田は霞ヶ浦・北浦湖岸及び利根川流域の沖積地、畑は洪積火山灰土の鹿島台地と行方台地を中心に分布し、全体として耕地利用率が高い園芸産地となっており、施設を利用したメロン、イチゴや土地利用型作物のカンショ、ゴボウの他、ミズナ、セリなどの葉茎菜類の生産も盛んで、日本有数の生産量を誇る品目が多い。また、海や湖沼などの水に恵まれた地域であるため、その面源負荷軽減対策が求められており、養豚農家と連携した堆肥活用による新規需要米の生産拡大などの環境に配慮した農業が実践されている。

この地域は、昭和40年代から昭和50年代にかけ基盤整備が行われたため、施設の老朽化が著しく、今後、農業用水路や農道などの保全管理の在り方が課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 4 県南地域

## (1) 現況

本地域は、県の南部に位置し、東京から30~70km圏内にあり、JR常磐線などの交通網の利便性に優れていることから、都市化が進んでいる。一方、筑波山や霞ヶ浦に代表される豊かな自然環境に恵まれ、平坦で広大な農地を活かして首都圏の食料供給基地として重要な役割を担っている。

霞ケ浦沿岸及び新利根川,小貝川沿岸に拓けた水田地帯は,本県を代表する穀倉地帯であり、特に霞ケ浦湖岸は、レンコンの一大産地となっている。畑ではカボチャ、ネギ、トマト、コギク、芝などが盛んで、筑波山麓ではナシなどの果樹産地が形成されている。さらに、イチゴやホウレンソウ、ネギなど直売所向け少量多品目野菜の生産など、都市近郊型農業も盛んに行われている。また、地域の中心に牛久沼、霞ケ浦が位置していることから、面源負荷軽減対策として、畜ふん堆肥の流域外活用などの環境保全型農業が実践されている。

水田地帯を中心に大規模化が進展しているが、今後、担い手への農地集積を進めるにあたり、農道やかんがい施設の保全管理に対する担い手への負担軽減が必要となってくる。また、カモ、イノシシなどの鳥獣害対策や、都市近郊の立地を生かした都市農村交流体験や市民農園などの、新たなアグリビジネス立ち上げによる地域農業の活性化が課題となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を推進することによ

り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5 県西地域

## (1) 現況

本地域は、県の西部に位置し、関東平野のほぼ中心部にあり、利根川、鬼怒川、 小貝川等の一級河川の流域には、肥沃で平坦な水田地帯が広がり、その間のなだ らかな洪積台地は、本県を代表する畑作地帯となっている。首都圏と温暖で平坦 な立地条件を活かした大規模露地野菜産地であり、レタス・ハクサイなどは全国 有数の出荷量を誇り、首都圏への生鮮食料基地として重要な役割を担っている。

水稲, そば, レタス, ハクサイ, キャベツなど土地利用型の作物を中心に化学 肥料・化学合成農薬を5割低減する特別栽培が行われ, 環境保全型農業の取組も盛んである。

水田の整備率が高く、経営体の規模拡大が進んでいる一方で、企業立地の増加などによる農村の混住化が進んでおり、農業用水路や農道などの保全管理に対する担い手への負担軽減や農村集落の機能維持が課題となっている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域 の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、 農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その 際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施 を推進すべき区域を適切に含めるものとすることとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、 農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域 が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進 計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域(以下「重点区域」という。)は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階からの市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

## 第3 促進計画の作成に関する事項

### 1 促進計画の区域

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

## 2 促進計画の目標

必ずしも目標年次を定める必要はないが,事業計画の期間を踏まえ,少なくとも, 今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項 法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

### 4 重点区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその範囲が明確となるように 設定することとする。

## 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

前各号に掲げるものの他,市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。 特に,第4の2の(1)に定める推進組織や(3)に定めるような地域活動に対し的確 できめ細かい指導・助言ができると市町村が認める者を活用し,促進計画に定める 事項を推進する場合は,その旨記載するものとする。

#### 第4 その他、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

#### 1 第三者機関の設置

法第3条第3項各号に掲げる事業が計画的かつ効果的に実施されるよう,その点 検及び効果の評価等を行うため、中立的な第三者機関を設置する。

#### 2 推進体制の整備

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、これまでの 農地・水保全管理支払や多面的機能支払の実施によって培われた知見、体制を 活用し、県、市町村、農業関係団体等で推進組織を設立し、地域毎の多様な特 性を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応 じたきめ細かい指導・助言等の支援を適切に実施する体制を整備するものとす る。
- (2) 法第3条第3項第2号から第4号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、 必要と認めるときは、前号に掲げる推進組織を活用するものとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法第3条第3項各号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、農業者団体等に対し、地域毎の多様な特性や事業の実態等に応

じた、きめ細かい指導・助言のできる者を活用するものとする。

## 3 関係者間の連携

県は、農業の有する多面的機能の発揮の促進のため、国、市町村、農業者団体等及び第4の2の推進組織等のほか、地域住民や企業、NPO、教育機関など地域環境の保全に取り組む者も含めて相互に連携・協力が図れるよう、その調整に努めるものとする。